

かながわけんしょうがいしゃしさくしんぎかい
神奈川県障害者施策審議会

かながわ^{いりょうてき}医療的ケア児^{じ し えん}支援・^{じょうほう}情報センターの^{せつ ち}設置について

かながわけん ふく し こ ^{きょくしょうがいふくし か}
神奈川県福祉子どもみらい局障害福祉課

2 センター相談調整部門の概要について

<p>たい しょう しゃ 対 象 者</p>	<p>いりょうてき じ かぞく しえんしゃとう 医療的ケア児とそのご家族、支援者等</p>
<p>まどぐち ばしょ 窓口の場所</p>	<p>かながわけんひがしちょうしゃ かい よこはまし なかく にほん おおどおり 神奈川県東庁舎 3階（横浜市中区日本大通 1）</p>
<p>そうだんうけつけじかん 相談受付時間</p>	<p>げつようび から きんようび ど にち しゅく がつ にち から がつ か のぞ 月曜日～金曜日（土日・祝・12月29日～1月3日を除く） じ ぷん から じ じから じ のぞ 9時30分～16時（12時～13時を除く）</p>
<p>そうだんほうほう 相談方法</p>	<p>そうだんせんようでんわ 相談専用電話 045-227-1255 ない フォームメール（ホームページ内にリンクがあります） らいんそうだん あつとまーく かながわ あんだーばー えむ しー しー えす LINE相談 @kanagawa_mccs じ かんうけつけ ファクシミリ 045-201-2051（24時間受付）</p>
<p>ホームページ</p>	<p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/mccs/index.html</p>

3 そうだんちょうせいぶもん たいせい 相談調整部門の体制について

- 相談は、まず県庁に常駐する受付員が受け付け、当日の相談員に電話の内容を取り次ぎます。
- 相談は、原則として、コーディネーターの圏域に関わらず受け付けています。
- 相談内容によっては、相談者の居住圏域のコーディネーターに引き継ぎ、対応しています。
- 相談員間は、定期ミーティング（月2回）と情報共有ツールの利用により、連絡手段を確保しています。

	げつ 月	か 火	すい 水	もく 木	きん 金
そくだんいん 相談員の しょぞくけんいき 所属圏域	けんせい 県西	しょうなんせいぶ 湘南西部	しょうなんとうぶ 湘南東部	よこすか みうら 横須賀三浦 けんおう ／県央	けんおう 県央 しょうなんせいぶ ／湘南西部

4 相談調整部門の業務範囲

いりようてき じ とう か ぞく し えん しゃ てきせつ き かん そうだんまどぐち 医療的ケア児等とその家族、支援者を適切な機関につなぐ相談窓口

こ べつ し えん <個別支援>

- いりようてき じ とう か ぞく およ し えん しゃ そうだん う つ そうだん ないよう
医療的ケア児等その家族及び支援者からの相談を受け付け、その相談内容
てきせつ し えん つな し えん しゃ たい じよげん おこな
から適切なサービス・支援に繋ぐとともに、支援者に対して助言を行う。
し えん しゃ し えん
(支援者への支援)

ち い き し えん <地域支援>

- こ べつ し えん つう ちゆうしゆつ けんいき かだい きようゆう きかくぶ もん
個別支援を通じて抽出された圏域の課題を共有し、企画部門において
けん せさく かか じれい え かだい うえ
県の施策につなげる。(関わった事例から得られた課題を上にあげていく)
よこ じりつ し えん きようぎかい とう きようゆう
※横のつながりは、自立支援協議会等で共有したい。

5 相談実績について (令和4年8月19日現在)

(1) 相談件数 19件

(2) 内訳

ア 地域 横浜市 1件、藤沢市 3件、茅ヶ崎市 1件、綾瀬市 1件
愛川町 2件、小田原市 5件、鎌倉市 2件、海老名市 1件
座間市 1件、秦野市 2件

イ 相談方法 電話 17件、フォームメール 1件、訪問 1件

ウ 相談内容 診療、医療機関に関する事 3件
手当、補助制度に関する事 3件
保育園、幼稚園に関する事 3件
障害福祉サービスに関する事 3件
養護学校に関する事 6件
移行医療に関する事 1件